

大太鼓の館改修基本設計業務仕様書

北秋田市観光文化スポーツ部観光課

大太鼓の館改修基本設計業務仕様書

1. 業務名称

大太鼓の館改修基本設計業務

2. 目的

北秋田市のシンボルであり、地域の観光・文化振興の拠点である「大太鼓の館」は、1992年の開館から30年以上が経過し、施設の老朽化や社会情勢の変化への対応が課題となっている。

本業務は、大太鼓の館（以下「当館」という。）の老朽化した施設及び設備の改善、来館者の安全性・快適性の向上、新たな展示手法の導入による魅力向上など、地域文化の拠点としての機能強化を図る改修工事のための基本設計を行うことを目的とする。

（1）施設の安全性・機能性の向上

経年劣化した建築本体及び建築・電気・機械設備の機能更新を行い、施設の安全性と信頼性を確保する。また、バリアフリー基準への適合やユニバーサルデザインを導入し、誰もが安全かつ快適に利用できる施設環境を整備する。

（2）展示・収蔵環境の改善

世界一の太鼓をはじめとする貴重な収蔵品を適切に保存・継承するため、空調設備等の更新により収蔵・展示環境の改善を図る。

（3）新たな魅力の創出と発信力の強化

来館者の多様なニーズに応えるため、展示内容や体験コンテンツの更新、多目的な交流スペースの設置などを検討し、集客力の向上と地域活性化への貢献を目指す。

（4）環境負荷の低減と持続可能な運営

省エネルギー性能の高い機器・仕様を積極的に採用し、施設のライフサイクルコスト削減と環境負荷の低減を図る。

3. 設計条件

本業務における設計条件は、次のとおりとする。

リニューアル後の道の駅棟の概要は、「道の駅たかのす基本計画」及び「道の駅たかのす管理運営計画」を参照すること。なお、今後の検討において変更が生じる場合があるため、必要に応じて発注者と協議すること。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| （1）整備地 | 北秋田市綴子字大堤道下 62-1 |
| （2）延床面積 | 1525.43 m ² |
| （3）主体構造 | 鉄筋コンクリート造 1階建 |
| （4）建築年 | 平成元年 |
| （5）付帯設備 | 屋外ステージ、ごみ置き場 |
| （6）既存展示物 | 大太鼓6基（最も大きい太鼓の重量：3.5t）、
世界の太鼓約140個 |

(7) 想定事業費 418 百万円 (建築・機械設備・電気設備・展示等を含む)

4. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本設計業務 (施設改修)

- ① 条件整理、与条件の細部検討
- ② 法令上必要な諸条件の整理、関係機関との協議
- ③ ライフライン調査
- ④ 基本設計方針の総合検討
- ⑤ 基本設計図書、基本設計説明書の作成
- ⑥ 各種開発関連手続き図書の作成
- ⑦ 概算工事費の算出

(2) 基本設計業務 (展示改修)

- ① 展示構成・配置・動線の検討
- ② 基本設計方針の総合検討
- ③ 基本設計図書、基本設計説明書の作成
- ④ 展示改修費の算出

5. 業務の実施

- (1) 大太鼓の館改修に向けて必要となる関係法令に基づく申請手続きに係る調査及び申請に向けた資料作成や関係機関との協議等に係る発注者の支援を行うとともに、必要に応じて受注者としても関係機関への確認や、協議、調整等を行うものとする。
- (2) 基本設計業務は、提示された設計与条件、基本計画及び適用基準等によって行うものとする。
- (3) 展示装置や材料等については、建築基準法、消防法等、関係諸法令に適合するよう、関係各機関との協議を行い、検討を行うものとする。
- (4) 展示品等の構成やデザインは、ユニバーサルデザインや操作性及び安全性に配慮したものとする。
- (5) 設計図書の作成にあたっては、特定の製品、製造所を記載してはならない。また、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。ただし、上記により難しい場合は、予め承認を得るものとする。

6. 業務委託期間

契約締結の翌日から、令和8年3月25日(水)まで

7. 委託費上限

13,277,000 円 (消費税及び地方消費税含む)

8. 事業スケジュール等

建設工事等は、令和8年度以降の発注を想定している。

9. 成果品

(2) 基本設計（施設改修）

No.	成果図書	仕様	部数	備考
1	現地調査報告書	白焼き	2部	
2	基本設計書	白焼き	2部	① 検討設計案 主管課より示された設計条件を基に次の資料を作成し、設計主旨説明を行う。(平面図・立面図(2面以上)・イメージパース) ② 設計説明書 設計者が特に意を用いた点(設計主旨)を記載し、設計主旨に至る背景及び設計の経過、打合せ・協議結果により示された設計の条件を簡潔にまとめる。 ③ 基本設計図等 平面図・立面図(2面以上)・イメージパース(彩色)、計画面積表、設備計画比較検討書(給水方式、給湯方式、空調方式他)、空調負荷計算書、電気設備計算書(電気容量計算書、照度計算書他)、消防法適合検討書、イメージパース、日影図のうち、主管課が必要と認め作成を指示するもの。 ④ 工事費概算書(ランニングコスト概算書含む) ⑤ 工事工程表
3	基本設計図書(製本)	インデックスを付けてファイル収納にて、提出する。	1式	
4	基本設計図書	Excel/Word/PDF/J	1式	

	(デジタルデータ)	W-CADデータ（C Dケースにデータ内容がわかるよう索引を添付）		
5	資料	打合せ用	必要部数	その都度
6	打合せ簿		1 式	その都度及び完了時に一式

※ 成果図書の一覧表の内容については、必要に応じて市担当者及び受注者との協議により変更できるものとする。

※ 原図における電子媒体については、別途市担当者と協議の上、提出ファイルを決するものとする。

(2) 基本設計業務（展示改修）

成果品項目	サイズ	成果品部数
展示基本設計説明書	A4 版横	2 部
展示概算事業費	A4 版ファイル綴じ	1 式
概算工程表		1 式
その他必要な資料等		1 式
上記計画書の電子データ（P D Fデータ）	CD-ROM	1 式

10. 留意事項

(1) 一般的事項

- ① 業務の遂行状況について随時報告を行うこととする。
- ② 業務を遂行する上で必要な資料等は受注者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお貸与した資料等の複製、複写の可否、返却については、本市の指示に従うこととする。

(2) 業務体制

- ① 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面に記録し、相互に確認することとする。
- ② 受注者は、本業務を行う上で知り得た情報については、その秘密を保持しなければならない。また、その秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ③ 受注者は、建築基本設計業務を管理する建築管理技術者を置くこととする。
- ④ 建築管理技術者は、一級建築士の資格を有することとする。
- ⑤ 受注者は、業務の全部または主要部分を第三者に委託することは禁止し、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為についての全ての責任を受注者が負うこととする。
- ⑥ 官公庁等への手続きは、全て受注者の責任と負担において行うこととする。また、本設計の実施にあたり建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を

確実に遵守することとする。

11. その他

- (1) 詳細な内容については、契約候補者として選定された者と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本市と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- (3) 業務に際し必要な一切の費用は契約金額に含むものとする。
- (4) 本業務の実施にあたって本市の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。